

藤里町ふるさと納税返礼品募集要領

1. 目的

ふるさと納税寄附金制度による本町への寄附促進と、地元特産品の販売促進及び PR、地元企業の活性化、交流人口の増加等の効果を図るため、寄附者に返礼品として提供する商品を募集する。

2. 返礼品の要件

次の要件を全て満たす商品であること。ただし、ふるさと納税の本来の目的を鑑み、町長が特に認めた場合はその限りではない。

- ① 町内で生産され、製造、加工又は販売等が行われていること。ただし、販売のみの商品は主原料に町内の原材料を使用していること。
- ② 町の PR、地域ブランドの向上、産業振興又は観光振興に寄与する等の要素をもつものであること。
- ③ 原則として提供品の価格は 1 件につき 2,000 円以上 3,000 円以下とし、送料込み 4,500 円を上限とする。

※商品は 2,000 円～3,000 円に収まれば詰め合わせ等の複数品でもよい。

※送料込み 4,500 円を超える部分は**事業者負担**となるため、送料を見越した商品の設定をすること。

例) 提供品を 3,000 円とし、送料に 1,600 円かかった場合は 100 円を事業者側に負担いただくこととなる。

- ④ 次のいずれにも**該当しないもの**であること。
 - ・全国で不特定多数の者が使用できる、金銭類似性の高いもの（プリペイドカード、商品券等）
 - ・資産性の高いもの（電気・電子機器、家具、貴金属、宝飾品等）
 - ・価格が高額なもの
- ⑤ 通年で安定した品質及び供給が見込めるものであること。ただし、生鮮品や生産時期により期間が限定される商品の場合は、提供期間内の適用とする。
- ⑥ 町からの発注後、取扱事業者が自ら、速やかに発送できるものであること。
- ⑦ 飲食物については、発送日から一定以上の消費又は賞味期限が保証されること。ただし、生鮮品（鮮度が高く要求されるもの）についてはこの限りでないが、商品発送希望日等を事前に寄附者に確認・調整するなど、商品が適切に寄

附者の手元に届くよう配慮すること。

- ⑧ 町ふるさと納税ホームページやカタログ等に掲載する商品画像データの提供に協力できること。

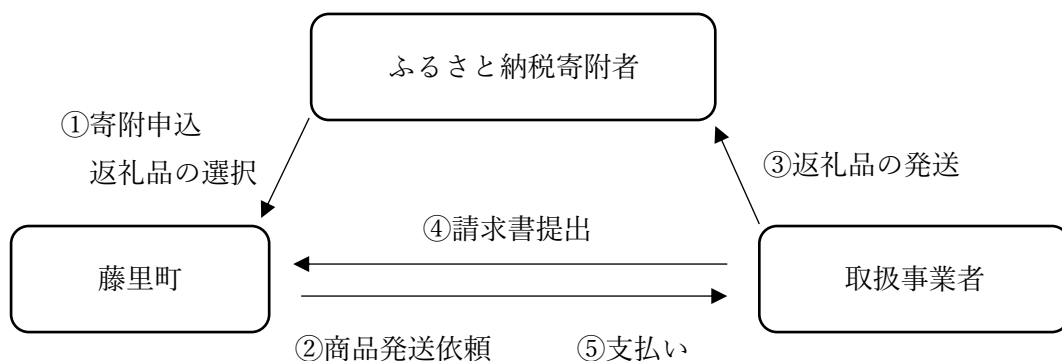
3. 取扱事業者の要件

以下の要件を全て満たす事業者であること。ただし、要件に適合しても町が適当でないと判断した場合は、取扱事業者として認めないこととする。

- ① 商品の梱包、発送、問合せなどに対応が可能であること。
- ② 町内に本社（本店）、支社（支店）、事業所、工場又は営業所等のいずれかを有する法人、団体又は個人事業者等であること。ただし、本町に縁のある法人、団体又は個人事業者として町長が特に認めた場合を除く。
- ③ 町税等の滞納がないこと。
- ④ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号（同令第 167 条の 11 第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者（契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者）でないこと。
- ⑤ 藤里町暴力団排除条例（平成 24 年藤里町条例第 5 号）第 2 条第 1 号及び第 2 号に規定する者並びにこれらの者と密接な関係を有する者（暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者）でないこと。

4. 返礼品提供の流れ

「ふるさと納税」とは、ふるさとを応援したい、ふるさとに貢献したいという気持ちを表す寄附金のこと。ふるさと納税（寄附）をすることで、寄附額のうち 2,000 円を超える部分について、一定の上限まで、原則として所得税・個人住民税から全額が控除される。藤里町の返礼品は、1 万円以上の寄附で 1 件、5 万円以上の寄附で最大 2 件まで選択が可能。



※返礼品は原則として申請日の翌月に発送となる（申請者の希望があった場合はその限りではない。また3月中の申請については、その都度対応となる）。

※返礼品の発送が完了次第、速やかに請求書を提出すること。

※町へ支払口座の登録がない場合は、事前に口座登録（通帳のコピー提出）が必要となる。

5. 応募・審査について

(1) 別紙「藤里町ふるさと納税返礼品登録申請書」に必要事項を記入し、町へ提出する。申込みの際は、返礼品の写真データを提出すること。

※複数商品の申請がある場合は、1件につき1枚申請書を提出すること。

(2) 審査は要件を踏まえて総合的に判断する。申請事業者には登録の可否を通知することとする。

6. 提供事業者のメリット

(1) 藤里町のホームページやカタログなどに商品の画像、商品名、企業名などが掲載される。

(2) 寄附者への返礼品発送時におけるパンフレットの同封により、商品の販売促進やPRが可能。ただし、取扱事業者によるパンフレットの送付は、返礼品発送時の同封に限る。

7. その他留意事項

(1) 本事業で知り得た寄附者の個人情報の取扱いについては、藤里町個人情報保護条例その他関係法令を遵守すること。

(2) 寄附者の個人情報は、返礼品の送付以外の目的で使用しないこと。

(3) 登録された商品は、寄附者より返礼品として選択された場合に提供をお願いするものであり、提供されない場合もあることを考慮すること。

(4) 返礼品を発送する場合は、送料を最小限に抑えること。

(5) 取扱事業者は、返礼品に関して発送の遅延、品質及び発送又は提供過程での事故等の問題が発生した場合は、速やかに町へ報告すること。

(6) 取扱事業者は返礼品に関して寄附者から苦情等があった場合は、真摯な対応と解決に努め、内容については速やかに町へ報告すること。品質等による保証やクレーム対応について、町は一切の責任を負わない。

(7) 返礼品に関して、発送希望日時等の調整が必要な場合は事業者が寄附者と直接

やり取りをし、返戻等の問題が生じた場合は、再発送等の対応をとること。この場合の再発送費用は町の負担とする。ただし、取扱事業者による過失によって生じた場合は、再送に係る費用は事業者負担とする。

- (8) 町は、取扱事業者及び商品が本要領に定める条件に適合しなくなったと認める場合は、取扱事業者の登録及び返礼品の提供を取り消すことができる。
- (9) 登録された返礼品を変更又は辞退する場合は、1 か月前までに町へ報告すること。商品の製造中止などにより提供ができなくなった場合も同様とする。

8. お問い合わせ先

〒018-3201 藤里町藤琴字藤琴 8

藤里町役場総務課 企画財政係 ふるさと納税担当

TEL : 0185-79-2111

FAX : 0185-79-2293

E-mail : kikaku@town.fujisato.akita.jp